

身体障害者診断書・意見書

聴覚、平衡、機能障害用
音声・言語

総括表

氏名	大正 昭和 平成 令和	年 月 日 生
住所		
① 障害名（障害認定の対象となる部位を明記）		
② 原因となった疾病・外傷名 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、疾病、先天性、その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日 昭和 平成 令和 年 月 日・場所（ ）		
④ 参考となる経過・現症（エックス線所見及び検査所見を含む。） 障害固定又は障害確定（推定） 昭和 平成 令和 年 月 日		
⑤ 総合所見 [将来再認定：不要・要（障害程度軽度化見込み）] [再認定時期：令和 年 月] ← (発育や治療、訓練によって、等級に変更が生じるほど障害程度が軽度化することが予想される場合は「要（障害程度軽度化見込み）」を○で囲み、再認定時期を1～5年後の範囲内で記載すること。それ以外の場合は「不要」を○で囲むこと。)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 身体障害者指定医師氏名 印		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する (級相当) ・ 該当しない		

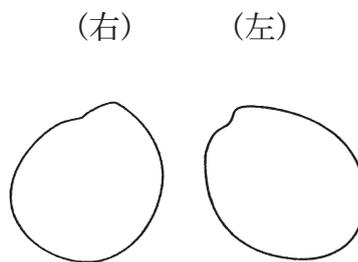
※ 身体障害者指定医師氏名欄は、自筆による署名又は記名押印をお願いします。

1. 聴覚障害の状況及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力)

右 □□□.□□ dB	補聴効果 有・無
左 □□□.□□ dB	補聴効果 有・無

(3) 鼓膜の状態

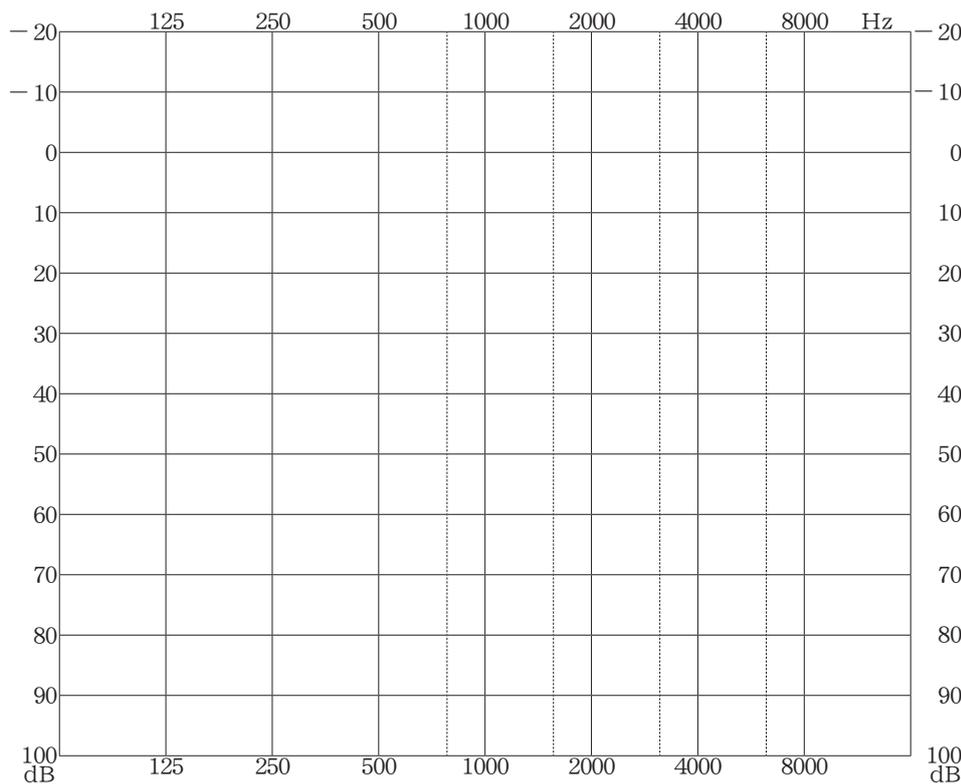


(2) 障害の種類

<input type="checkbox"/>	伝音性難聴
<input type="checkbox"/>	感音性難聴
<input type="checkbox"/>	混合性難聴

(4) 聴力検査(㉗については必ず記入すること)

㉗ 純音による検査 ※気導閾値のみでなく、骨導閾値も記載すること。



		空気	骨
右耳	赤	○	□
左耳	青	×	□

オーディオメータの型式

㉘ 最良語音明瞭度

右 dB %
左 dB %

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有 ・ 無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

なお、「無」の場合には、ABR等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果(実施した検査方法及び検査所見)を記載し、記録データのコピー等を添付すること。

2. 平衡機能障害の状況及び所見

(該当する等級に沿った状況、所見を具体的に記載すること。―裏面「平衡機能障害解説」参照―)

3. 音声・言語機能障害の状況及び所見

(裏面の例を参考に、理解面・表出面の状況を具体的に記載すること。)

【備 考】

(1) 1～3については、関係部分の障害について記入すること。

(2) 聴力障害の認定にあたり、昭和57年8月14日の改正後のJIS規格(新規格)によるオーディオメータで測する。dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は当該dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定する。

6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	級 別
1 両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上のも 2 一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの		1 両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの	1 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの 2 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの	聴 覚 障 害 聴覚又は平衡機能の障害
	平 衡 機 能 障 害		平 衡 機 能 障 害			平 衡 機 能 障 害
		音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	音 声 ・ 言 語 機 能 障 害			音 声 ・ 言 語 機 能 障 害

身体障害者障害程度等級表

※聴覚障害と音声・言語機能障害を併せもつ場合は、重複障害として上の級に認定することができる。

平衡機能障害 解説

- (1) 「平衡機能の極めて著しい障害」(3級)とは、四肢体幹に器質的異常がなく、他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼にて起立不能、又は開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいう。
- (2) 「平衡機能の著しい障害」(5級)とは、閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいう。

音声・言語機能障害 解説

- (1) 「音声機能又は言語機能の喪失」(3級)とは、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものをいう。
- なお、この「喪失」には、先天性のものも含まれる。
- (2) 「音声機能又は言語機能の著しい障害」(4級)とは、音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的状況例

障害等級	コミュニケーションのレベル		理 解 面	表 出 面
	コミュニケーションの場			
3級	本 人 ↓ ↑ 家 族	状況依存度が 高い	<ul style="list-style-type: none"> 本人や家族の名前がわからない。 住所がわからない。 日付、時間がわからない。 部屋の中の物品を言われてもわからない。 日常生活動作に関する指示がわからない(風呂に入つて、STに行つて、薬を2錠飲んで…) 本人の所属、時間 日常生活動作、物品に関する指示	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族の名前が言えないか、通じない。 住所が言えない(通じない)。 日付、時間、年齢が言えない(通じない)。 欲しい物品を要求できない(通じない)。 日常生活動作に関する訴えができないか通じない(窓を開けて…) 身体的訴えができない(通じない)。 本人の所属、時間 日常生活動作、物品に関する要求
4級	本 人 ↓ ↑ 家 族 周 辺	状況依存度が 低い	<ul style="list-style-type: none"> 問診の質問が理解できない。 治療上の指示が理解できない。(PT、薬の飲み方…) 訪問者の用件がわからない。 電話での話がわからない。 尋ねた道順がわからない。 おつかいができない(どこで、何を、いくつ、いくら、誰に、いつ)。 家族以外の者から、日常生活動作について、質問されたり、指示されたりしたときに、理解できない。	<ul style="list-style-type: none"> 病歴、病状が説明できない(通じない)。 治療上のことについて、質問ができない(通じない)。 家族に内容を伝えられない。 訪問者に用件を質問できないか通じない。用件を家族に伝えられない。 電話で応答できない。家族に内容を伝えられない(いつ、誰、何、どこ)。 知り合いに電話をかけて用件が伝えられない(通じない)。 行先が言えない(通じない)。 道順を尋ねられない(通じない)。 買物をことばでできないか通じない(何をいくつ、いくら)。 家族以外の者に、日常生活動作に関することを説明できない。